

令和6年9月6日	開 会
令和6年9月25日	閉 会
令和6年9月	定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和6年第3回(9月)川南町議会定例会会期表〔20日間〕

目 次	月 日	曜	摘 要
第 1 日	9月6日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	9月7日	土	休 会
第 3 日	9月8日	日	休 会
第 4 日	9月9日	月	議案熟読
第 5 日	9月10日	火	本会議(一般質問)
第 6 日	9月11日	水	本会議(一般質問)
第 7 日	9月12日	木	本会議(議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第 8 日	9月13日	金	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第 9 日	9月14日	土	休会
第10 日	9月15日	日	休会
第11 日	9月16日	月	休会
第12 日	9月17日	火	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第13 日	9月18日	水	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計) 常任委員会
第14 日	9月19日	木	常任委員会
第15 日	9月20日	金	常任委員会
第16 日	9月21日	土	休会
第17 日	9月22日	日	休会
第18 日	9月23日	月	休会
第19 日	9月24日	火	常任委員会
第20 日	9月25日	水	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 9月6日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
町政運営方針について	5
議案上程・議案質疑(報告第6号)	6
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(承認第4号)	7
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(承認第5号)	8
議案上程・提案理由説明(議案第34号～第39号)	12
議案上程・提案理由説明(議案第40号～第47号)	14
議案上程・提案理由説明(認定第1号～第3号)	20
議案上程・提案理由説明・議案質疑(報告第7号)	28
議案上程・提案理由説明(同意第1号 教育委員会委員の任命につ いて)	29
散 会	30

第2号（ 9月10日 ）

本日の会議に付した事件	31
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	32
開 議	33
一般質問	33
1徳弘 美津子	33
2中村 昭人	45
3内藤 逸子	54
4蓑原 敏朗	64
5小嶋 貴子	76
6三原 明美	81
散 会	91

第3号（ 9月11日 ）

本日の会議に付した事件	92
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	93
開　　議	94
一般質問	95
1河野 禎明	95
2乙津 弘子	103
3中瀬 修	112
4児玉 助壽	120
5米田 正直	128
6田中 宏政	135
散　　会	145

第4号（ 9月12日 ）

本日の会議に付した事件	146
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	147
開 議	148
児玉助壽議員の議会運営委員の辞任について	148
児玉助壽議員の議会広報編集特別委員の辞任について	148
議会運営委員の選任	149
議会広報編集特別委員の選任	149
議案質疑・委員会付託(議案第34号)	150
議案質疑・委員会付託(議案第35号)	150
議案質疑・委員会付託(議案第36号)	150
議案質疑・委員会付託(議案第37号)	150
議案質疑・委員会付託(議案第38号)	151
議案質疑・委員会付託(議案第39号)	151
議案質疑・委員会付託(議案第40号)	162
議案質疑・委員会付託(議案第41号)	170
議案質疑・委員会付託(議案第42号)	170
議案質疑・委員会付託(議案第43号)	171
議案質疑・委員会付託(議案第44号)	171
議案質疑・委員会付託(議案第45号)	171
議案質疑・委員会付託(議案第46号)	172
議案質疑・委員会付託(議案第47号)	172
議案質疑・委員会付託(認定第1号)	172
議案質疑・委員会付託(認定第2号)	178
議案質疑・委員会付託(認定第3号)	179
散 会	181

第5号（ 9月25日 ）

本日の会議に付した事件	182
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	184
開　　議	185
議案上程・提案理由説明・議案質疑・弁明・委員会付託・委員長報告 （発議第8号）	185
議案上程・提案理由説明・採決（発議第9号）	194
委員長報告・討論・採決（議案第34号～第38号）	202
委員長報告・討論・採決（議案第40号～第47号）	205
委員長報告・討論・採決（議案第39号）	213
委員長報告・討論・採決（認定第1号～第3号）	222
採決（同意第1号 教育委員会委員の任命について）	230
議案上程・提案理由説明・採決（同意第2号）	231
川南・都農衛生組合議員の選挙について	232
西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について	233
職員派遣の件	233
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	234
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件	234
閉　　会	234

川南町告示第138号

令和6年第3回(9月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月27日

川南町長 宮崎 吉敏

- 1 期日 令和6年9月6日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	乙 津 弘 子	議員	2番	内 藤 逸 子	議員
3番	蓑 原 敏 朗	議員	4番	田 中 宏 政	議員
5番	河 野 禎 明	議員	6番	児 玉 助 壽	議員
7番	中 村 昭 人	議員	8番	米 田 正 直	議員
9番	中 瀬 修	議員	10番	小 嶋 貴 子	議員
11番	三 原 明 美	議員	12番	徳 弘 美 津 子	議員
13番	河 野 浩 一	議員			

○ 不応招議員(なし)

令和6年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和6年9月6日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年9月6日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(中村 昭人・米田 正直) |
| 日程第4 | 町政運営方針について |
| 日程第5 | 報告第 6号 専決処分の報告について |
| 日程第6 | 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第7 | 承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第8 | 議案第34号 川南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第35号 川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第36号 川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補助金基金条
例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利
子補助金基金条例の廃止について |
| 日程第11 | 議案第37号 町道路線の認定について |
| 日程第12 | 議案第38号 町道路線の廃止について |
| 日程第13 | 議案第39号 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第40号 令和6年度川南町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第15 | 議案第41号 令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第42号 令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第43号 令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 議案第44号 令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第19 | 議案第45号 令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第20 | 議案第46号 令和6年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第21 | 議案第47号 令和6年度川南町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第22 | 認定第1号 令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第2号 令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第3号 令和5年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 日程第25 | 報告第7号 令和5年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第26 | 同意第1号 教育委員会委員の任命について |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前 9 時00分開会

○議長（河野 浩一議員） おはようございます。

ただいまから令和6年第3回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様へ申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。

また、写真撮影、動画録音ができませんのでよろしくお願いします。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（宮崎 吉敏君） おはようございます

台風10号の対策と被害報告をいたします。

8月27日に情報連絡本部を設置し、避難所の設置準備と今後の対策を協議いたしました。

翌日28日13時、災害警戒本部を設置し、農村センター自主避難所開設をいたしました。

避難状況は43世帯61名でした。

29日1時、土砂災害警戒情報警戒レベル4が発表され、災害対策本部を設置いたしました。今回、直撃を覚悟いたしましたが、進路が西の方に反れましたので、最悪の状態を免れることができました。

18時20分に情報連絡本部に移行し、また30日9時に情報連絡本部解散をいたしました。災害についてですが、小規模の土砂災害や倒木等の被害、また停電がありましたが、けが人などの被害はありませんでした。以上です。

○議長（河野 浩一議員） 日程第1「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、指定金融機関監査及び定期監査並びに例月現金出納検査、財政的援助を与えている団体に関わる監査の結果については、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から25日までの20日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から25日までの20日間に決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、中村昭人議員及び米田正直議員を指名します。

日程第4「町政運営方針について」、町長から調整運営方針について所信表明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） おはようございます。

町政運営方針を発表いたします。

所信を述べる前に、東高士前町長におかれましては、病気により、志半ばで辞職され、また療養むなしく、お亡くなりになられたことに心から哀悼の意を表し、お悔やみを申し上げます。

令和6年第3回川南町議会定例会の開会にあたり、町政運営に対する私の所信を申し上げます。

この度、町民の皆様の温かい御理解と御支援、御協力を賜り、川南町長の重責を担わせていただくこととなりました。

私は町民の皆様が、幸せで安心して暮らせる、高齢者も、若者も、夢や希望を持ち、川南町に生まれ育ってよかったなと誇れる、魅力あふれるまちづくりを町民の皆様とともに進めてまいります。

そのためには、町民の皆様との対話を第一に考え、町民の皆様の御意見を賜る機会を作ってまいります。地域ごとの座談会等による集会を進めてまいります。

次に、公約に掲げたことを申し上げますが、就任して間もないことから、公約の全てについては申し上げることは差し控えます。御理解をお願いいたします。

第1に、人口減少。

少子高齢化について、定住促進を進めてまいります。

川南町は、定住促進施策が実施されていますが、さらに、出産から幼少期の支援、子育て支援の充実に努めてまいります。安心して子育てができる環境の整備が大切だと考えます。

また、住宅の整備も必要です。町営住宅のあり方を策定し、整備を進めてまいります。

働く環境も整える必要があります。町内事業者様と協議を重ね、働く環境を整え、企業誘致にも積極的に取り組んでまいります。

第2に、町内産業の推進、成長について。

基幹産業である農業漁業を活性化、支援を充実してまいります。一次産業が栄え、潤うことで、二次三次産業への波及効果が見込まれると確信しています。

また、地域内資金循環を推進し、町外への資金流出を極力減らし、外貨の獲得に努めてまいります。

そのために、農林水産業、商工業、観光業の各団体とのトップ会議を行います。

また、若い世代を中心に、「川南町経済推進会議」仮称ですが、を設置いたします。

両会議の中で協議したことを施策に生かしてまいります。将来の事業者の育成と利用促進を進めます。

第3に、防災減災対策について。

宮崎県において、令和6年8月8日にマグニチュード7.1最大震度6弱の地震が発生しています。南海トラフ注意が発令されました。8月13日に登庁したときに最初に訪れたのは、危機管理対策室です。災害が発生したときの対応について確認をさせていただきました。地震、台風等への災害対策についてしっかり対応されていました。

また、8月27日からの台風10号に対しては、災害対策本部を設置し、避難所の開設、受け入れの対応と策定したマニュアルに沿って行いました。

結果、現時点においての課題も見えてきたところです。

想定外の大災害が発生したときのために、自主防災組織の設置が必要です。自治公民館との連携による組織結成を進めてまいります。各地区の防災基盤の確立、防災活動の活性化、地域の連帯意識の醸成などの効果が期待できます。町民の生命、身体、財産を守るために最優先に取り組んでまいります。

第4に、次代を担う人作り、人材育成、教育の充実について。

若者連絡協議会などの各グループの成果発表会の実施を行いたいと考えています。各グループはそれぞれ、目標達成のために活動いただいておりますが、その成果を皆様の前で発表することで、それぞれの思いや熱意が幅広い世代と共有でき、そのことで充実した活動ができると信じています。

また、様々な分野で活躍をされた優れた講師をお招きし、小中学生や若い世代を含めた幅広い世代の方々を対象に、人生の気づきや目標になる講演をいただくことも、人材育成に繋がります。様々な機会を利用し、毎年定期的にそのような場を設けてまいります。人材育成において、教育の充実は重要な課題です。教育環境の整備や、子供たちの学力向上については、教育委員会の考えを尊重してしっかり支援をいたしてまいります。

終わりに、全ては町民の皆様のために、そして町民の皆様と一緒に輝き、魅力あふれるまちづくりを推進いたします。

そのために、議員の皆様も一緒に力を合わせて推進いたしましょう。以上です。

○議長（河野 浩一議員） 以上で町政運営方針について所信表明を終わります。

日程第5「報告第6号専決処分の報告について」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 報告第6号は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和6年7月12日に町道塩付・長岡線の九州児湯フーズ入口歩道に設置している鉄製の蓋が車両通過時に跳ね上がり、車両後方のステップを破損させたものであります。以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で報告を終わります。

ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第6「承認第4号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度川南町一般会計補正予算（第3号））」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 承認第4号は、専決処分をいたしました、令和6年度川南町一般会計補正予算（第3号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1099万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億2020万9000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

繰入金1099万2000円の増額は、財源充当のための財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費1099万2000円の増額は、町長選挙執行のための人件費や物件費等の各種経費の増額であります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第4号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度川南町一般会計補正予算（第3号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7「承認第5号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度川南町一般会計補正予算（第4号））」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 承認第5号は、専決処分をいたしました、令和6年度川南町一般会計補正予算（第4号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億2277万9000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

繰入金は257万円の増額で、財源充当のための財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

教育費は257万円の増額で、行政処分取消請求事件による訴訟委託料であります。

第2表債務負担行為補正は、令和6年（行ウ）第7号行政処分取消請求事件による委任事務の処理等に当たる報酬及び訴訟費用等を追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 承認第5号専決処分の承認について、この提案理由では全く何のことかわかりませんので、詳細を説明してください。

どこからどのような訴訟が起こっているのか教えてください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

こちらの内容につきましてですが、今回、教育委員会を被告として訴状が届きましたので、その対応ということで専決予算の方をお願いして、専決予算の方の編成をしておるところでございます。

相手方は原告の方は町の方と同様で、図書館流通センターの方が原告ということで、訴状の方が届いております。以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 今の話であると町と同じようにTRC、図書流通センターからの訴訟でということで、町も訴えられ、今回教育委員会としても訴訟があるということで、全く内容的に同じものが出されたという認識でよろしいのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

詳細についてはちょっと申し述べることはできないんですけど同様なものが届いているということになります。はい、以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 今回この訴訟に際しては前回もですけど、訴訟中なので何も答えられないと言われますが、今回教育委員会としても訴えられたという捉え方の中で、全く同じ裁判をしていくのか、同時にやるのではなく別々の日程の中でやっていくという認識でいいのでしょうか。

それからこの歳入、財政調整基金繰入金であります、これは元々原資は何なんのでしょうか。別にどこから湧いたわけでもなく、基本的にはこれも町民の税金であったりいろんな、もちろんいろんなことの積み上げの中で、調整基金の方に入れてありますが、これを負担しているのは一体誰なのかという認識がどのように町長はございますでしょうか。

この裁判費用が一体誰がどういうふうに財政調整基金ですけども、どういうふうに、本当はこれはどう考えているのか。町民が自分問題として考えていくべきものなのかということと併せて教育課とお願いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

裁判の方が別々か、それとも一緒にかということなんですけど内容がほぼ同様なものなので一緒に進んでいくという見込みであります。

実際に、契約の手続き等入っていかないといけないんですけど、一緒に進めるようにということで、準備の方も進めていっているところでございます。以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

○財政課長（川崎 紀朗君） 先ほどの御質疑の中で財政調整基金というお話がございました。財政調整基金は、いわゆる一般財源に当たるもので、年度間の財源の調整であったり、いわゆる財源の調整を行うものということで原資となるものは通常の税であったり、交付税であったりそういった一般的な財源という形になっております。以上です。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽議員） この承認第5号でその行政処分取消請求事件による訴訟委託料であります、町が原告にこれはなっとなるからこういうふうになると思うわけですが。この訴訟原因を作った当人が、訴訟料は負担すべきじゃないかなと思ったんですが、町民が原因を作ったことになるわけですが、このままでは。

こういうことしとったらいとですか、町長。

○町長（宮崎 吉敏君） この訴訟については、川南町、また今回教育委員会併せて訴訟と

いうことになりました。

個人に負担という今、御意見ですが、町また教育委員会を相手に訴訟されたということで、町費で賄うものと承知しております。以上です。

○議員（児玉 助壽議員） 昨年の7月の専決処分がありました、町の職員の行政怠慢で源泉徴収納付漏れがあったわけですが、当然原因者が町民はその源泉徴収をちゃんとされとるわけですがそれを町の職員が納付漏れちゅうような責任を起こして、何にもそういうことしとらん町民が、町税で支払った経緯がありますが、原因者がちゃんと責任を持って支払うべきだと私は思うわけですね。何も関係のねえ町税から財政調整基金ちゅうて、町民の皆さんが汗水たらして働いたお金が積み立ててあるのが財政調整基金であります、それを使うとはいささか町民の方は納得する人はおらんとするわけですよ。

こういうことが許されていていいのかなと思ったんですよ。町長の答弁を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 今回の案件に関しては、川南町、そして教育委員会、個人に対してのつていう訴訟であれば、また違った対応も考えなくちゃいけないかなと思いますけど、今回については、やはり先ほど答弁しました町費で賄うということが相当だと考えております。以上です。

○議員（児玉 助壽議員） この案件は、1回プロポーザル方式で、選定委員が第1位指名したTRCですかね、それを失格にさせるために、副町長は虚偽文書作成みたいなことをして、2位のフロンティア川南を繰り上げするために1位で決定しとったTRCが、失格させられた理由が不服として、失格されたやつを取消すためのなんであります、選定委員が選定した通り、なんですねもう1位に指名して委託契約すれば、なんらこういう訴訟金は発生せんかったわけですがよ。

選挙中にビラがまかれておりましたが、持ち回りで決裁したから問題がねえって言うたけんど。それだったら持ち回りで決裁したら委員会やら議会の審査や議決は要らんですわ。見返りを持っていってよろしくお願ひしますと言えば賛成多数になるわけですが。

持ち回りで賛成多数になったから不正がないちゅう、そういう理由でなりよったら入札そのものが成り立ちませんよ。そういう賛成した中に監査委員の人が混じってるちゅうこと自体が、本町のなんですか、この予算の審査や何や監査ですか、決算書に監査委員の報告が出ておりますが、どういう報告をされるか知らんけん、こういう監査委員の監査にした決算書に審査の価値があるかなと思うわけです。

そこへんのそこはどう思いますか。代表監査委員。

○代表監査委員（永友 靖君） 決算審査について質問があったわけでありましたが、決算審査につきましては議会で可決されました予算にしたがって事務執行が適正に執行されているかどうかを監査しているところであります。そのような結果について審査報告を申し上げておるところでございます。以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人議員） 専決処分承認第5号についてちょっとお伺いします。

257万円の増額ということですけど、これさっきの川南町として訴訟を起こされたときと同じ金額なんですけど、弁護士さんは同じ方という認識でよろしいですか。

それと先ほど同じような内容ということだったんですけど、町が訴訟を起こされたとき議会に説明があったのは、失格処分の取消しと、川南フロンティアネットワークに決定したことの取消し、それと訴訟費用を町の負担にすることとこの3つだったと思いますが、それについても同じ内容の訴状が届いたということでもよろしいですか。

○議長（河野 浩一議員） ちょっとすみません、傍聴者の方、帽子を脱いでください。

決まりになっておりますので、はいすいません。

○教育課長（三好 益夫君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

まず弁護士を同様の方かということなんですけど、まだ正式には契約を結んでいないところですが、そのようなふうにということで準備を進めているところであります。内容が一緒かということなんですけど、内容については、同様のものになっております。ただ相手方を教育委員会にしてということで、訴状の方が届いております。

ですので同じ弁護士さんをお願いして、同様に進めていくというのが一番効率がいいかなということなので今準備を進めているところであります。以上でございます。

○議員（中村 昭人議員） 同じ内容ということでしたが失格の取消しと、フロンティアネットワークに決定したことの取消し、これ誰が最終的に決定権者かというところの争点があるかなと思うんですけど。

これ実際に町長の裁量でそこが決まるのか、教育委員会としての裁量をそこに決定権があるのかということがあったから、実際に教育委員会への提訴に踏み切ったのかなと私個人的には思いますが。そこらあたりこれちょっと内容的なものまでお答えできるかどうかわからないんですけど、そこらあたり今のこの二つについてはどちらが決定権、町長なのか、教育長なのか、だったのかという町長側と教育委員会側としてどうお考えか、もしお答えできれば。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。

議員もおっしゃったように、まさに今その点が争点になっております。ですのでちょっとこの場ではお答えできません。以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

承認第5号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度川南町一般会計補正予算（第4号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8「議案第34号川南町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第9「議案第35号川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について」、日程第10「議案第36号川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補助金基金条例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利子補助金基金条例の廃止について」、日程第11「議案第37号町道路線の認定について」、日程第12「議案第38号町道路線の廃止について」、日程第13「議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について」、以上6議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本6議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第34号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に公布され、国民健康保険法の一部改正が令和6年12月2日から施行されることに伴い、川南町国民健康保険条例を改正するものです。

改正の内容は、改正前の国民健康保険法第9条各項に規定されていた届出等に関する規定が、今回の法改正により、本条例の宛先条文にずれが生じることとなるため、改正後の国民健康保険法第9条各項と一致させる改正を行うものです。

次に、議案第35号は、条例で定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について参酌する水道法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、その基準に従い条例を改正するので、給水人口5万人以下の小規模な水道事業については、資格要件が緩和されています。

次に、議案第36号は、同基金の事業対象期間が終了したことに伴い、同基金の精算を前回の議会定例会において行わせていただきましたので、同条例の廃止を求めるものです。

次に、議案第37号は、道路法第8条第1項の規定により、6103号西下野田線を町道路線として認定するため、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

西下野田線は、現在工事中の下野田・勝司ヶ別府線の旧路線を生活道路として利用するため、

南下野田橋より南側へ延長約300メートル分を今回町道路線として認定するものです。

次に、議案第38号は、道路法第10条第1項の規定により、534号通山・北久保線を町道路線として廃止するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在、県営畑地帯総合整備事業で、通山地区を施工中であります。県営農道整備事業により、本路線の舗装工事、新規採択を受けるため、町道としての認定を廃止するものです。

次に、議案第39号は、川南町地域活性化拠点施設における指定管理期間5年間が今年度末で到来することから、令和7年度から5年間、川南まちづくり株式会社を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上6議案よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 補足説明があればこれを許します。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第39号につきまして、その補足説明を申し上げます。

令和2年4月に供用開始しております川南町地域活性化拠点施設P L A T A（ぷらっつ）の指定管理者の選定につきましては、川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらないものとして、「町が出資している法人又は公共団体等（地方自治法第96条第1項第14号に規定する公共的団体をいう。）に限るものとする」という規定に基づき、川南まちづくり株式会社を5年前と同様に、指定管理者の候補者として選定しました。

御承知のとおり同社は、川南町、川南町商工会、旧尾鈴農業協同組合、川南町漁業協同組合及び一般社団法人川南町観光協会が出資して設立された法人であります。

つまり、本町は同社に対する出資者としての責任と権利を有しております。

また、令和2年4月19日のオープン以来、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すべく管理運営されており、改善すべき点は存在するものの、過度な利益追求によるサービス並びに品質の低下や公共性の欠如に陥ることなく、地域の特性を生かした施設管理を実施しながら、年々着実に実績を伸ばしております。

加えて、同施設に対する理解度の高さをはじめ、関係団体等との良好な関係性や安定した管理運営がなされている点に加え、継続性など総合的に熟慮した結果、同社への指定が適当であると判断し、今回提案いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時51分休憩

.....

午前10時01分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第14「議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算（第5号）」、日程第15「議案第41号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第16「議案第42号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第17「議案第43号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」、日程第18「議案第44号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第19「議案第45号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第20「議案第46号令和6年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第21「議案第47号令和6年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）」。

以上8議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本8議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第40号から議案第47号までにつきまして、その提案理由を申し上げます。

議案第40号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7674万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9952万5000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

地方特例交付金は、4292万8000円の減額で、個人住民税減収補填特例交付金であります。

地方交付税は、2億4966万7000円の増額で、普通交付税であります。

国庫支出金は、1億341万9000円の増額で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び新型コロナ定期接種ワクチン確保事業が主なものであります。

県支出金は、57万6000円の増額で、児童福祉費補助金が主なものであります。

寄附金は、5億円の増額で、ふるさと納税であります。

繰入金は、4992万1000円の増額で、後期高齢者医療特別会計繰入金、公共施設等整備基金繰入金及びふるさと振興基金繰入金が主なものであります。

繰越金は、2億2300万5000円の増額で、純繰越金であります。

諸収入は、2251万8000円の増額で、地域活性化拠点施設納付金及び過年度精算金が主なものであります。

町債は、2943万2000円の減額で、臨時財政対策債が主なものであります。次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費は、8億2887万6000円の増額で、ふるさと納税展開事業及び財政調整基金積立金が主なものであります。

民生費は、8639万9000円の増額で、物価高騰対応重点支援事業の各種給付金が主なものであります。

衛生費は、4890万7000円の増額で、新型コロナウイルスワクチンによる予防接種委託料（定期）及び地元管理生活用水施設整備事業補助金が主なものであります。

農林水産業費は、4818万8000円の増額で、大久保地区排水路修繕工事、ファイト酪農緊急支援事業補助金、川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金及び下刈り支援補助金が主なものであります。

商工費は、3982万6000円の増額で、地域活性化基金積立金、産業用地適地選定業務委託料及び商工会地域経済活性化運営事業補助金が主なものであります。

土木費は、1667万円の増額で、十文字・尾脇線排水路工事、中里・野田原線修正設計業務委託料、広域的コミュニティバス路線補助金及び運動公園の修繕料が主なものであります。

消防費は、396万7000円の増額で、消防団用備品購入及び消防団員退職功労金であります。

教育費は、312万3000円の増額で、文化財保護費における委託料と修繕料が主なものであります。

また1款議会費から10款教育費までの人件費の額の増減は、人事異動に伴うものが主なものでございます。

第2表債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業（令和6年度寄附分）の限度額を2億6000万円、地域活性化拠点施設管理業務指定管理料の限度額を3150万円、及び広域的コミュニティバス路線補助金の限度額を560万円とそれぞれ定め、追加計上するものでございます。

第3表地方債補正は、子ども子育て支援事業債（民生債）の限度額を130万円と定め、追加し、また臨時財政対策債を廃止するものであります。

次に、議案第41号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2385万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6251万円とするものです。

歳入については、基金繰入金471万2000円の増額、繰越金2368万5000円の増額が主なものです。

歳出については、基金積立金2120万4000円の増額、諸支出金238万3000円の増額が主なものです。

次に、議案第42号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ394万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6704万8000円とするものでございます。

歳入については、繰越金622万6000円の増額が主なものです。

歳出については、一般会計繰出金706万円の増額が主なものです。

次に、議案第43号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ784万5000円とするものです。

歳入につきましては、令和5年度決算に関わる繰越金32万2000円を計上するものです。

歳出につきましては、介護保険特別会計への繰出金32万2000円を計上するものです。

次に、議案第44号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5981万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1477万7000円とするものです。

それでは、第1表歳入から御説明いたします。

保険料は、92万円の増額で、住宅改修及び福祉用具購入事業の増加分を計上するものです。

繰入金は、247万円の増額で、一般会計繰入金214万8000円と、介護認定審査特別会計繰入金32万2000円を計上するものです。

繰越金は、5642万1000円の増額で、令和5年度決算に基づく繰越金を計上するものです。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

保険給付費は、92万円の増額で、介護予防福祉用具購入及び介護予防住宅改修が当初の見込みよりも増加しているため、計上するものです。

基金積立金は、1927万8000円の増額で、介護保険準備積立基金に積み立てます。

諸支出金は、3961万3000円の増額で、国県社会保険診療報酬支払基金及び都農町への返還金3535万6000円と、一般会計繰出金425万7000円の増額です。

次に、議案第45号は、繰越金の確定に伴う予算計上であり、歳入歳出それぞれ5082万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7278万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額であります。

歳出につきましては、電子地域通貨取扱手数料5062万1000円と、一般会計繰出金20万8000円の増額であります。

次に、議案第46号は、収益的収入の営業外収益を4618万1000円増額し、水道事業収益の総額を4億2241万6000円とするとともに、収益的支出の営業費用を528万3000円減額し、水道事業費の総額を3億5090万1000円とするものです。人事異動及び退職給付引当金の取扱い変更によるものです。

次に、議案第47号は、収益的支出の営業費用を39万6000円増額し、下水道事業費の総額を1億5976万4000円とするものです。人事異動及び退職給付費引当金の取扱い変更によるものです。

以上、8議案補足説明のあるものにつきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 補足説明があれば、これを許します。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） 議案第40号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

22から23ページをお願いします。

2款1項6目企画費のうち、一般企画事業128万7000円は、職員の産休に伴う代替の会計

年度任用職員報酬と各種手当です。

24から25ページをお願いします。

2款1項10目自治振興費の10節需用費25万8000円は、電気及びガス料金の値上げに伴い、不足するコミュニティセンターの光熱水費を補正するものです。

40から41ページをお願いします。

8款3項2目公共交通費の12節委託料70万8000円のうち、川南駅駐車場改修構想図修正業務委託料60万円は、土木事務所等関係機関との協議に伴い、川南駅駐車場改修構想図を修正する必要があるため、業務を委託するものです。同じく18節負担金補助及び交付金560万円は、広域的コミュニティバス高鍋都農線を運営している公共交通事業者に対し、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの分について補助するものです。以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 議案第40号の町民健康課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

32から33ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費の18節負担金補助及び交付金109万4000円は、令和6年度の西都児湯医療センター負担金の額が確定したことによる増額です。

4款1項2目予防費の委託料4017万8000円は、予防接種法施行令の改正により、65歳以上の高齢者等の新型コロナウイルス感染症が定期の予防接種の対象疾患と位置付けられたことから、個人負担2,000円を引いた1人当たりの接種費用1万3300円の約3,000人分の予防接種委託料3988万7000円と、同接種の開始に伴う健康管理システム改修委託料29万1000円です。

以上で町民健康課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長（河野 賢二君） 議案第40号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

29ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、物価高騰対応重点支援事業給付金として、新たな住民税非課税世帯分500万円、新たな均等割のみ課税世帯分1000万円、子育て世帯子ども加算分250万円、定額減税未達調整給付5600万円は、当初予算で見込み計上しておりましたが、直近のデータで試算したところ、対象者の増加が見込まれるため、計上するものです。

以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

○環境課長（甲斐 玲君） 議案第40号の環境課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

32、33ページをお願いいたします。

一番下の段になると思います。4款1項8目生活用水対策費200万円の増額は、白鬚上水道組合が生活用水を確保するために必要となる井戸を掘削する事業に対し当該事業費の半額

上限500万円を補助するものです。以上で環境課関係の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第40号、産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

34、35ページをお願いします。

6款1項6目畜産業費18節負担金補助及び交付金、川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金240万円は、子牛価格低迷等の理由により、優良な和牛元牛や繁殖牛の生産に取り組む畜産農家の受精卵移植に要する経費に対して補助するものです。

次に、36、37ページをお願いします。

同節ファイト酪農緊急支援事業補助金780万円は、近年の飼料高騰等により厳しい経営状況である酪農家への経営支援として補助するものです。

6款2項2目林業振興費18節負担金補助及び交付金、下刈り支援補助金441万円は、国の森林環境保全整備事業下刈り補助に町と県が嵩上げ補助を行うものです。

38、39ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金、商工会地域経済活性化運営事業補助金300万円は、物価高騰等による消費の落ち込みを防ぎ、景気回復のため、商工会が実施する年末大売り出しに対し補助するものです。

同目12節委託料、産業用地適地選定業務委託料1100万円は、我が町の基幹産業であります農業とその他の産業との親和性の高い企業誘致を進めるため、その基礎となる産業用地としての適地調査に要する費用です。

7款1項3目観光費12節委託料、広報等業務委託料156万2000円は、地域活性化拠点施設P L A T A（ぷらっつ）のテストキッチンが長年にわたり利活用されない問題の解消策として、機材の使用法説明動画を作成し、住民に紹介することを通じて、その利活用を促すことを目的とする動画作成業務の委託料です。

同目24節積立金、地域活性化基金積立金2000万1000円は、地域活性化拠点施設の指定管理者であります川南まちづくり株式会社が、年度協定に基づいて納めた納付金と預金利子を加え、基金に積み立てるものです。

以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第40号の農地課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

36、37ページをお願いします。

6款1項7目農地費1850万円は、12節委託料350万円及び14節工事請負費1500万円です。

内容としましては、平下地区から大久保地区までの農地等面積約84ヘクタールの排水を担う幹線排水路のうち、劣化の著しい区間の修繕工事を行い、排水機能を確保するものです。

10目国営土地改良事業費313万8000円のうち主なものは、12節委託料299万2000円です。

尾鈴地区畜産用水につきましては、国営尾鈴土地改良事業関連県営事業が完了するまでの間という条件で暫定的に水利権を取得し、現在利用中ではありますが、県営事業の完了が近づき、暫定水利権の終了が間近となったため、恒久的な水利権を新たに取得することを目指した調査計画書作成業務委託料です。

以上で農地課関係の補足説明を終わります。

○建設課長（黒木 誠一君） 議案第40号の建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

40から41ページをお願いします。

8款2項2目道路維持費の14節工事請負費650万円は、尾鈴地区の雨水対策として、車道部の法下にU型側溝を敷き設することで、農地及び民地への雨水流入を防ぐものです。

8款2項3目道路新設改良費の12節委託料500万円は、中里・野田原線の道路改良で一部取得困難な用地がありますので、その箇所について路線の修正を行うための委託料です。以上で、建設関連の補足説明を終わります。

○会計課長（山本 博君） 議案第40号の会計課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

7ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正のふるさと納税特産品発送事業（令和6年度寄附分）で限度額2億6000万円を設定しています。

令和6年度末に寄附をしていただいた返礼品の発送が、令和7年度になることが想定されるため、限度額の設定を行うものです。

16、17ページをお願いします。

歳入になります。

17款1項1目特定寄附金1節ふるさと納税で5億円の予算を計上しています。今年度は、ふるさと納税寄附金を30億円と設定し、取り組んでいますが、第1四半期の実績が昨年度を上回る寄附金額であるため、現在の受付状況から年度末の見込みを35億円とするものです。

24、25ページをお願いします。

歳出になります。

2款1項6目企画費、ふるさと納税展開事業で5億224万4000円の予算を計上しています。

ふるさと納税寄附金額が増加することに伴い、返礼品に必要な経費として1節の報酬から13節使用料及び賃借料までで3億3128万円、24節積立金でふるさと振興基金に1億7096万4000円を積み立てるものです。以上で、会計課関連の補足説明を終わります。

○上下水道課長（大塚 祥一君） 議案第46号及び議案第47号について補足説明を申し上げます。

提案理由における退職給付引当金の取扱変更について御説明します。

平成26年から新地方公営企業会計制度が適用され、1 将来の特定の費用であること、2 その発生が当該事業年度以前に起因していること、3 発生の可能性が高いこと、4 その金額が合理的に見積もることが可能であることの4つの要件を満たす場合は、引当金を計上することとされています。今回、財政課との協議で、職員が公営企業に属する期間の退職手当負担金は、公営企業会計で負担し、それ以外の負担が生じたときは、一般会計で負担することの確認を行いました。そのため引当金の要件、3 発生の可能性が高いことを満たさなくなりましたので、退職給付引当金の計上を取りやめることとしました。以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第22「認定第1号令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第23「認定第2号令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第24「認定第3号令和5年度川南町水道事業会計決算認定について」、以上3案件を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 認定第1号から認定第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了しましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

まず、一般会計につきましては、歳入の決算額167億2601万7447円、歳出の決算額164億1479万4249円、歳入歳出差引残額3億1122万3198円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額23億1475万2765円、歳出の決算額22億9106万6733円、歳入歳出差引残額2368万6032円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額2億2273万3474円、歳出の決算額2億1650万5931円、歳入歳出差引残額622万7543円であります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入の決算額720万4324円、歳出の決算額688万2150円、歳入歳出差引残額32万2174円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額17億5126万9252円、歳出の決算額16億9484万6664円、歳入歳出差引残額5642万2588円であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額1億6048万9248円、歳出の決算額1億2594万7413円、歳入歳出差引残額3454万1835円であります。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額1947万8371円、歳出の決算額859万3597円、歳入歳出差引残額1088万4774円であります。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計につきましては、歳入の決算額28万96円、歳出の決算額12万7658円、歳入歳出差引残額15万2438円であります。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計につきましては、歳入の決算額591万8213円、歳出の決算額454万7978円、歳入歳出差引残額137万235円であります。

次に、電子地域通貨事業特別会計につきましては、歳入の決算額4億9555万3807円、歳出の決算額3億7972万5041円、歳入歳出差引残額1億1582万8766円であります。

次に、水道事業会計についてであります。

収益的収入は3億8927万1944円、収益的支出は3億2055万427円で、消費税及び地方消費税を除いた当年度純利益は、5745万6022円でありました。

資本的収入は4922万4585円、資本的支出は1億9271万9474円で、収入額が支出額に対して不足する額1億4349万4889円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しました。一般会計の決算額は、令和4年度決算と比較すると、歳入で19.7%の増、歳出で21.3%の増となりました。

寄附金のふるさと納税は好調であり、17億940万8000円の増、決算費46.1%増の54億1390万7000円となりました。

本町財政におきましては、多くを地方交付税等に依存しており、国の政策の動向が町財政に大きく影響することは否めませんが、町税及びふるさと納税寄附金等による自主財源の確保を行いながら、効率的な町政運営に努めたところでございます。なお、詳細につきましては、会計管理者及び上下水道課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 補足説明があればこれを許します。

○会計管理者（山本 博君） 認定第1号につきましてその補足説明を申し上げます。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の16、17ページをお願いします。

歳入の1款町税でございますが、収入済額18億9406万9298円で、徴収率97.9%となっております。

不納欠損は町民税286件、固定資産税211件、軽自動車税16件、合計513件、総額600万2691円であります。

収入未済額は3516万3932円であります。

22、23ページをお願いします。

10款地方交付税25億9183万7000円で、前年度比0.4%の増であります。

32、33ページをお願いします。

14款国庫支出金、14億9415万5753円で、前年度比5.3%増であります。

44 45ページをお願いします。

15款県支出金13億1284万5064円で、前年度比85.7%の増であります。

主な要因は、県補助金の増によるものです。

64、65ページをお願いします。

17款寄附金、54億1390万7000円で前年度比46.1%の増であります。

80、81ページをお願いします。

下段の歳入合計、収入済額は167億2601万7447円で、前年度比19.7%の増となっております。

不納欠損額は602万131円であります。

収入未済額は4億2261万7688円で、県支出金3億4924万2463円が主なものです。

次に歳出について申し上げます。

82、83ページをお願いします。

1款議会費、支出済額は8661万792円で、前年度比2.4%の増となっております。

84、85ページをお願いします。

2款総務費、支出済額は81億1371万1201円で、前年度比29.7%の増となっております。

主な要因は、企画費のふるさと納税増に伴う返礼品等の経費増によるものです。

128、129ページをお願いします。

3款民生費、支出済額は31億6632万6207円で、前年度比4.6%の減となっております。

152、153ページをお願いします。

4款衛生費、支出済額は5億1223万8340円で、前年度比13.3%の減となっております。

主なものは、保健衛生費の減によるものです。

168、169ページをお願いします。

6款農林水産業費、支出済額は13億1578万7536円で、前年度比105.3%の増となっております。

主な要因は、林業振興費の負担金補助及び交付金の増によるものです。

192、193ページをお願いします。

7款商工費、支出済額は2億4835万1052円で、前年度比13.3%の減となっております。

主な要因は、商工業振興費の委託料の減によるものです。

200、201ページをお願いします。

8款土木費、支出済額は10億2354万1320円で、前年度比54.7%の増となっております。

主な要因は、都市公園費の工事請負費の増によるものです。

214、215ページをお願いします。

9款消防費、支出済額は2億7535万5296円で、前年度比0.7%の増となっております。

218、219ページをお願いします。

10款教育費、支出済額は9億8155万8392円で、前年度比30.2%の増となっております。

主な要因は、文化施設費の工事請負費の増によるものです。

258、259ページをお願いします。

11款災害復旧費、支出済額は2万4164円で、前年度決算比99.7%の減であります。

主な要因は、災害復旧事業がなかったことによるものです。

12款公債費、支出済額は6億9128万9949円で、前年度比4.4%の増となっております。

260、261ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は164億1479万4249円で、前年度比21.3%の増となっております。

繰越明許費は4億2154万482円、事故繰越は1222万1000円、不用額は1億5718万6269円で、予算執行率は96.5%となっております。

次に、認定第2号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

290、291ページをお願いします。

1 款国民健康保険税の収入済額は3億9210万6354円、前年度比6.9%の減で、徴収率は94.7%となっております。

そのうち、現年課税分は徴収率98.8%で、滞納繰越分は23.3%となっております。

不納欠損額は701万1627円で、件数は237件であります。

収入未済額は1487万9069円であります。

296、297ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は23億1475万2765円で、前年度比1.9%の増となっております。

308、309ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は22億9106万6733円で、前年度比4.4%の増となっております。

不用額は1億3120万5267円で、予算執行率は94.6%となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

322、323ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は2億2273万3474円で、前年度比5.3%の増となっております。

326、327ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は2億1650万5931円で、前年度比6.1%の増となっております。

不用額は477万2069円で、予算執行率は97.8%となっております。

次に、介護認定審査会特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

338、339ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は720万4320円で、前年度比2.2%の減となっております。

340、341ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は688万2150円で、前年度比3.9%の減となっております。

不用額は32万2850円で、予算執行率は95.5%となっております。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

362、363ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は17億5126万9252円で、
前年度比0.2%の増となっております。

不納欠損額は35万4550円、収入未済額は30万7755円となっています。

380、381ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は16億9484万6664円で、前年度比1.4%の増となっております。
不用額は5430万7336円で、予算執行率は96.9%となっております。

次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

394、395ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は1億6048万9248円で、前年度比14.9%の増となっております。
主な要因は、繰入金の増によるものです。

398、399ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は1億2594万7413円で、前年度比4.1%の減となっております。
不用額は3627万2587円で、予算執行率は77.6%となっております。

次に、漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

410、411ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は1947万8371円で、前年度比13.1%の減となっております。
主な要因は繰入金の減によるものです。

412、413ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は859万3597円で、前年度比52.9%の減となっております。
主な要因は、漁業集落排水施設整備事業費の減によるものです。
不用額は824万6403円で、予算執行率は51.0%となっております。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

424、425ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は28万96円で、前年度比9.2%の減となっております。

426、427ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は12万7658円で、前年度比30.4%の減となっております。
不用額は15万3342円で、予算執行率は45.4%となっております。

次に尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

438、439ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は591万8213円で、前年度比7.6%の増となっております。
主な要因は繰越金の増によるものです。

440、441ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は454万7978円で、前年度比21.8%の増となっております。

主な要因は、使用料及び賃借料の増によるものです。

不用額は234万5022円で、予算執行率は66.0%となっております。

次に、電子地域通貨事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書について申し上げます。

454、455ページをお願いします。

歳入合計の収入済額は4億9555万3807円で、前年度比30.5%の増となっております。

456、457ページをお願いします。

歳出合計の支出済額は3億7972万5041円で、前年度比10.6%の増となっております。

歳入歳出増の主な要因は、事業収入増によるものです。

不用額は2億7476万959円で、予算執行率は58.0%となっております。

決算につきましては、令和5年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。

順に一般会計歳入歳出決算事項別明細書、次に一般会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、また特別会計歳入歳出決算については、事項別明細書、次に実質収支に関する調書がつづつてあります。

その調書にそれぞれ詳しく記載してありますので、それにより御確認いただきたいと思います。

なお、資料としまして、決算成果表をお手元に配付いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○上下水道課長（大塚 祥一君） 認定第3号につきまして、補足説明を申し上げます。

4ページ5ページをお願いします。

収益的収入及び支出ですけれども、水道事業収益は3億8927万1944円、水道事業費用は3億2055万427円となりました。

内容につきましては、損益計算書と重複しますので、後ほど損益計算書で申し上げます。

6、7ページの資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入は4922万4585円で、水道管布設替え工事に対する一般会計出資金及び国の生活基盤施設耐震化等補助金がそれぞれ2089万8000円でした。

資本的支出は1億9271万9474円で、そのうち建設改良費は、排水管布設替工事、排水管設計、ポンプの購入などを行い、1億5199万873円でした。なお、工事等につきましては、17ページに記載しておりますので御確認ください。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填につきましては、記載のとおりです。

次に8ページの損益計算書をお願いします。

営業収益3億3158万6526円から、営業費用の2億9490万5859円を差し引いた営業利益は3668万667円となりました。

これに営業外収支及び特別損益を加算した当年度純利益は前年度比34.7%減の5745万6022

円となりました。その主な原因としましては、固定資産たな卸による資産減耗費の増加によるものです。

当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額4000万円を加えた9745万6022円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に9ページをお願いします。

上段の剰余金計算書は、令和5年度中の資本金及び剰余金の推移を記載したものです。

下段の剰余金処分計算書は、川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条の規定による未処分利益剰余金の処分を記載したものです。

次に10ページ11ページの貸借対照表をお願いします。

借方の資本合計及び貸方の負債資本合計はそれぞれ32億8809万4103円となりました。変動の大きい項目としては、固定負債が建設改良等に充てるための企業債の償還が進んだことにより、前年度比43.5%減の6734万3644円となりました。

流動負債は、期末に工事完了が集中したことにより、未払い金が増加したため、前年度比31%増の1億167万9690円となりました。

その他決算附属書類等を記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員（永友 靖君） 決算審査の報告を申し上げます。町長から審査に付されました令和5年度一般会計及び特別会計9事業の各歳入歳出決算調書並びに、財産に関する調書の審査を、令和6年7月31日から8月22日までのうち12日間、川南町水道事業会計決算調書並びに係帳簿諸書類の審査を令和6年7月8日から10日までの3日間、蓑原敏朗監査委員とともに実施いたしました。その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について、適正であると認めました。

詳しくはそれぞれの決算審査意見書で御報告申し上げたところであります。なお、主な会計の概略について万円単位で御報告申し上げます。会計管理者及び担当課長の説明と重複するところもございますが、お許しをいただきたいと思います。

初めに、一般会計の歳入歳出についてであります。歳入調定額171億5466万円に対し、収入済額は167億2602万円で、調定額に対し97.5%の収入率であります。歳入全体の収入未済額は4億2262万円となっております。主なものは、町税3516万円、国庫支出金3706万円、県支出金3億4924万円であります。次に、町税の収入済額は18億9407万円で、前年度より232万円増加しています。

今年度の収入未済額は前年度より2174万円減少し、徴収率は97.87%で、前年度より1.1%上

昇しています。また県支出金は6億569万円の増加であり、寄附金は17億941万円の増加ですが、ほとんどがふるさと納税の増加によるものであります。一方、町税の不納欠損額は135人の600万円となっておりますが、前年より103人増加、金額で14万円減少しております。それぞれ地方税法に基づいて処理されております。また、不納欠損処理に至るまでの滞納管理について、より一層の向上を図るよう要望いたしました。

次に、歳出についてであります。予算現額170億574万円に対し、決算額164億1479万円であり、予算執行に当たっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率96.5%であります。歳出予算において生じた不用額は1億5719万円で、前年度より5713万円の減少となっております。不用額が予算現額に対し20%以上で20万円以上に該当する節は、3の節で955万円。主なものは、衛生費、上水道対策費の910万円他であります。

公債費につきましては6億9129万円で、前年度より2913万円増加しており、地方債残高は55億7349万円で、前年度より2億1485万円減少しております。

基金残高につきましては、令和6年5月末現在94億2482万円で、前年比19億9739万円の増加となっております。内容につきましては、ふるさと振興基金が16億8543万円の増加、財政調整基金が2億円の増加、国民健康保険運営基金が2693万円の減少などとなっております。

次に、国民健康保険事業特別会計であります。歳入調定額23億3664万円に対し、収入済額は23億1475万円、収入未済額1488万円、不納欠損額701万円であります。国民健康保険税の収入済額は3億9211万円で、徴収率は94.7%、前年度比0.03%上昇しております。滞納額も多額であり、継続した徴収努力が求められます。

続いて、介護保険特別会計ですが、歳入調定額17億5193万円に対し、収入済額17億5127万円、収入未済額31万円、不納欠損額35万円であります。今後もますます高齢社会の進展が予測されますが、いつまでも住み慣れた地域環境で生活できるよう、町民の健康づくり、要介護予備軍への対応と積極的な取組みに期待します。

続いて、電子地域通貨事業ですが、収入済額4億9555万円に対し、支出済額は3億7973万円であります。町内での経済循環に貢献していると考えます。その他の特別会計も適正な運営がなされていると評価します。全ての会計の実質収支額も黒字を計上しており、会計決算は適正であると認めます。

最後に、水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は5746万円で、前年度に対し3051万円の減益であり、総収益は3億5616万円で、前年度比104万円、0.3%の減収、総費用は2億9871万円で、前年度比2947万円、10.9%増加しております。固定資産除却費が多額になったことが、費用の増加した要因であります。また、収益確保の重要項目であります。有収率につきましては、71.3%となっており、前年度より2.5%低下しております。

決算関係書類は正確で、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認めたところでございます。

以上で審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で審査結果の報告を終わります。

日程第20号「報告第7号令和5年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

朗読は省略します。

本案件について、提出者の報告を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 報告第7号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や、再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を財政健全化判断比率として定めており、また別に公営企業会計では、資金不足比率を定めています。

本町の令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に関わる資金不足比率のいずれも、健全化法により早期健全化計画の策定が義務付けられる基準以下となっており、健全な財政運営を行っていることが客観的指標により判断できます。今後も引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、本町の健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、審査を受けましたので、その意見書を付けて御報告いたします。

○議長（河野 浩一議員） 以上で報告を終わります。

ここで、代表監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（永友 靖君） 令和5年度の財政健全化の審査を8月13日、蓑原敏朗監査委員とともに実施をいたしました。その結果について御報告申し上げます。お手元の財政健全化審査意見書を御覧ください。

審査の概要であります。健全化の審査は、町長から提出されました健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果につきましては実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目であります。健全化の判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

項目別に見ますと、令和5年度実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、黒字のため数値なしとなっており、早期健全化基準の実質赤字比率15%、連結実質赤字比率20%に対して下回っているということで、健全であると評価できます。

実質公債比率は8.5%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると16.5%下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。

将来負担比率も将来予想される負担より資金が上回っている状況となっており、数値なしとなっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大幅に下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。是正改善を要する事項はないと評価いたしました。

次に、令和5年度水道事業、漁業集落排水事業、下水道事業の企業会計経営健全化審査がありますが、これも同日8月13日に養原敏朗監査委員とともに監査を実施いたしました。

町長から提出されました資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果につきましては、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。資料に資金不足比率の表が出ておりますが、3事業とも令和5年度は黒字のため、数値なしということで経営健全化基準の20%を下回っておりまして、実質的な資金不足はないということで、非常に健全であると認められます。是正改善を求める事項はないと評価いたしました。以上で審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第26「同意第1号教育委員会委員の任命について」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 同意第1号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

同意第1号は、教育委員の川添健一氏の任期が令和6年9月30日をもちまして任期満了となるため、引き続き川添健一氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

川添氏は川南町下小池にお住まいで、鹿児島大学を卒業後、宮崎県庁に入庁され、宮崎県立農業大学の副校長などを務められました。

平成24年から川南町体育協会長、平成25年からは唐瀬原中学校区の学校関係者評価委員として、社会教育や学校教育に御尽力いただいております。

また、令和2年からは教育委員、中でも教育長職務代理者として教育行政に御尽力いただくなど、人格、識見ともに優れており、教育委員として適任者であります。よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆様お疲れ様でした。

午前11時25分散会
